

諮問事項について

事務局：総務課文書・情報公開担当

今回諮問する内容は、民生委員に対し障がい者名簿及び介護保険要介護（要支援）認定者名簿の情報を提供することであり、このことについて審議会の意見を聴くものです。

なお、詳細は、次のとおりです。

外部提供の制限に関すること。

条例第11条第1項では、個人情報の外部提供について「本人の同意を得なければならない。」と規定しておりますが、市内に在住する対象者（障がい者名簿の対象者約2700人、介護保険要介護（要支援）認定者名簿の対象者約2500人）全てから同意を得ることは困難です。

条例第11条第2項第4号では、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件として、個人情報の外部提供の例外を定めることができるとされておりますので、この規定により、民生委員に対し障がい者名簿及び介護保険要介護（要支援）認定者名簿の情報を提供してよいか、審議会の意見を聴くものです。